



UD条例の対象施設 (建築物)

都市施設		特定都市施設 床面積 (以上~未満) 200㎡ 500㎡ 1,000㎡ 2,000㎡			
区分	用途*	200㎡	500㎡	1,000㎡	2,000㎡
1 学校等施設	幼稚園、小・中・高等学校、大学、専修学校				◎
2 医療等施設	病院、診療所 (患者の収容施設を有するもの)				◎
	診療所 (患者の収容施設を有しないもの)	○	○		◎
	助産所、施術所、薬局 (医薬品の販売業を併せ行うものを除く)	○	○	○	◎
3 興行施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場			○	◎
4 集会施設	集会場 (冠婚葬祭施設を含む) (一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限り)、公会堂				◎
	集会場 (冠婚葬祭施設を含む) (すべての集会室の床面積が200㎡以下のものに限り)				◎
	公民館その他これらに類する施設		○	○	◎
5 展示施設等	展示場			○	◎
6 物品販売業を営む店舗等	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	○	○		◎
	卸売市場				○
7 宿泊施設	ホテル、旅館			○	◎
8 事務所	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署事務所 (他の施設に附属するものを除く)				◎
	事務所 (他の施設に附属するものを除く)			○	◎
9 共同住宅等	共同住宅				○
	寄宿舎、下宿、長屋その他これらに類する施設				○
10 福祉施設	老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				◎
11 運動施設、遊技場等	体育館、水泳場、ホーリング場その他これらに類する施設、遊技場			○	◎
	博物館、美術館、図書館				◎
13 公衆浴場	公衆浴場				◎
14 飲食店等	飲食店	○	○		◎
	料理店				◎
	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			○	◎
15 サービス店舗等	郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	○	○		◎
	一般ガス事業、一般電気事業、電気通信事業の用に供する営業所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	○	○	○	◎

※建築基準法の用途については建築指導課までお問い合わせください。

凡例解説 ○ UD条例の届出の対象 ◎ UD条例の事前協議・届出の対象



ユニボイス Uni-Voice



都市施設		特定都市施設 床面積 (以上~未満) 200㎡ 500㎡ 1,000㎡ 2,000㎡			
区分	用途*	200㎡	500㎡	1,000㎡	2,000㎡
16 工業施設	工場その他これに類する施設				○
17 停車場等を構成する建築物	車両の停車場を構成する建築物で旅客の乗降、待合の用に供するもの				◎
18 自動車関連施設	自動車の停留、駐車のための施設				
	自動車修理工場、自動車洗車場		○	○	○
	給油取扱所	○	○	○	○
	自動車教習所				○
19 公衆便所	公衆便所				◎
20 公共用歩廊	公共用歩廊				◎
21 地下街	地下街その他これに類する施設				◎
22 その他の住宅	一戸建ての住宅				対象外
23 複合施設	1の項から22の項までに掲げる区分が2以上のもの			○	◎

※建築基準法の用途については建築指導課までお問い合わせください。



特定都市施設 () で、「観覧席・客席」「公共の通路」が計画されている場合、UD条例の届出が必要となります。

UD条例と東京都建築物バリアフリー条例、東京都福祉のまちづくり条例の関係

東京都ではバリアフリー法第14条第3項に基づく「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」(以下、「建築物バリアフリー条例」という)と、建築物バリアフリー条例よりも対象施設等を広範に定め、整備基準を強化している「東京都福祉のまちづくり条例」(以下、「福祉のまちづくり条例」という)が制定されています。

	条例	対象となる建築行為	手続等	申請・届出先
都	建築物バリアフリー条例	・新築、増築、改築、用途変更	・建築確認申請等の際に審査	・建築主事 (特定行政庁) ・指定確認検査機関
	福祉のまちづくり条例	・上記に加え、大規模の修繕、大規模の模様替	・届出	・新宿区都市計画部 景観・まちづくり課 [令和2年10月1日から届出不要]
区	UD条例		・届出 ・事前協議 ・工事完了報告	・新宿区都市計画部 景観・まちづくり課 [令和2年10月1日から届出必要]



ユニボイス Uni-Voice

